

リスクマネジメントの理論と実際

(1) リスクマネジメントの理論

ア 子ども交流・体験活動におけるリスクマネジメント

子どもたちの心身の成長にとって交流・体験活動は、大きな意味と教育的価値がある。しかし、一方で、それらの活動は、事故やケガの発生の可能性と表裏一体の関係にある。ましてやそれが自然の中で行われる場合は、予想もつかない大きなリスクも抱えて実施することになる。

そこで、リスクマネジメント（危機管理）という考え方が必要となる。リスクマネジメントとは、いかに事故やケガを防止するか、万一事故などが発生した場合には、いかに最少の費用と時間で事故やケガからもたらされる損失を最も効率よく処理するか、また法的責任を回避するかというリスクに対して対策を講じることをいう。

したがって、交流・体験活動を運営するにあたっては、予想される事故やケガのリスクをできるだけ低減する努力とそれに対応した対策をもって、その活動の目的を達成していくことが大切である。

イ リスクマネジメントの基本

事業の安全を管理していくためには、次の3つが基本姿勢となる。

想定可能な危険を最大限に予知し、その対策を徹底すること。

万一を想定して、スタッフ教育を徹底すること。

参加者には自分の身の安全は、自分で守ることを徹底させること。

ウ リスクファクターの分類

交流・体験活動の多くは、非日常的な環境の中で行われるもので、日常的に予想される危険とはかなり異なるものである。

また、事故やケガ・病気は、1つの危険因子だけで起こるのではなく、いくつかの条件が重なったときに発生するものである。

自然環境の危険

気象：天候の急変，大雨，吹雪，強風，台風，落雷など。

危険な動植物：毒蛇，ハチ，クマ，ウルシ，毒キノコ，クラゲなど。

その他：山崩れ，落石，雪崩，火災，洪水，津波，潮流など。

生物的な危険

病気：伝染性病原体による疾病，食中毒，熱中症，凍傷など。

ケガ：滑落，転倒，衝突，落下などによるケガ。

社会的・文化的・人為的な危険

人間関係：人間関係のこじれによる精神的・身体的危険。

用具：刃物や火・ガソリンなど誤った扱い方によるケガ。

企画運営者の過失：無理なプログラム・未熟な指導者による事故。

エ リスクチェック

事業の計画段階において、あらゆるリスクを想定し、確実に対策を講じておくことが、事業としての成否を決定するのである。

計画段階におけるリスクチェック

表3 リスクチェックの項目と内容

目的の明確化	どのような目的で事業を行うのかを明確にし、スタッフの意思統一を図り、事業タイトルを決定する。
対象者の決定	年齢・性別・体力・経験などを考慮して、対象者を選定し、活動に無理がないよう定員を決定する。
プログラムの決定	事業の目的を達成するために、どのような活動を実施するかとともに、その流れも検討し、決定する。
組織の編成	事業を安全に円滑に進行させるために、役割分担し、スタッフの組織化を図る。
指導者の選定	人間性や指導スキル、そして安全管理能力をもつ指導者かどうかを見極め、指導者を決定する。
会場の選定	テーマや活動プログラムが実施可能な会場を選定するとともに、安全面を細かくチェックする。
緊急体制の確立	緊急医療機関や消防署・警察署など連絡先・場所を確認しておくとともに、緊急車両も確保しておく。
必要物品の決定	活動を行うために必要な団体装備や個人装備のチェックリストを作成し、漏れのないように準備する。

実地踏査

指導者が、事前に現地を下見することであるが、ただ単に見るだけではいけない。常に参加者層を念頭に入れ、様々な観点から危険箇所を発見し、対策を講じておくことが大切である。

表4 実地踏査の内容と留意点

時期	通常1ヶ月前位には最低1回、できれば実施直前に再度確認できると良い。
担当者	指導者全員が行くことが難しい場合、担当者を決めてデジタルカメラで撮影し、後日、全員で状況を確認しておく。
対策	活動によっては指導者を増員して安全管理を強化したり、参加者に事前に危険性を認識させるように促す。

オ 安全管理体制と安全教育

事業の安全を確保するためには、主催者・指導者側の安全管理体制を整備するだけでなく、参加者の安全意識や安全管理能力を育てることがより重要なこととなり、そうした態度や能力を育成することも交流・体験活動のねらいの1つにもなる。

指導者の注意義務

指導者として当然やらなければならないことを怠り、事故が発生した場合には、指導者の責任が問われる。交流・体験活動において問題にされる注意義務には、危険予知義務と危険回避義務がある。

危険予知義務とは、危険なことが起こらないか、危ないことに発展しないか、事故を未然に防ぐという立場で予測する義務である。

また、危険回避義務とは、危険な結果が発生しないように未然に回避して防止する義務のことをいう。

指導者の注意義務の具体的内容としては、実地踏査を行う義務、気象状況を確実に把握する義務、安全な場所を選定する義務、天候の変化に応じて活動を中止または変更する義務、参加者が危険な行動に出ることのないように常に監視と救助の態勢を整えておく義務などがある。

スタッフ配置

どんな活動であっても、また参加者が少ない場合でも、原則的には指導者は2人以上で、連携してプログラムを安全に円滑に進めていく。

1人が指導している場合は、もう一方は全体を見る。そして、移動する場合は、前後につくというのが、スタッフ配置の基本である。

指導者は、互いに位置を確認し合い、いつでもコミュニケーションがとれるようにしておく。

指導者の自己管理

フィールドや参加者のことばかりに気をとられと、指導者は自分自身のことを忘れがちになる。もし指導者がケガや病気をしてしまうと、参加者の安全を確保することがむつかしくなる。

また、他のスタッフの安全管理や健康管理についても配慮する必要がある。

万一の想定

だいたい事故が起こるときは、指導者の予想外であることが多い。そうした場合、指導者はあせり、判断を誤ってしまうことがある。

したがって、指導者は、常にありとあらゆることを想定し、万一のときは、冷静な判断と行動が求められる。

参加者の安全教育

事故を未然に防ぎ、危険を回避する最善の方法は、参加者自身にその状況の中で危険を自覚できる能力を身につけてもらうことである。そのためには、実施説明会などで、社団法人全国子ども会連合会が開発した危険予知トレーニングなどを参加者に実施し、予め机上での危険回避の練習をしておくことも大切である。

また、参加者に自分の安全はまず自分で守るという自己責任の考え方を身につけさせるとともに、安全は、参加者相互の協力体制の上に成り立っているものであるということも理解させておく必要がある。

(2) リスクマネジメントの実際

ア 保護者説明会の実施

交流・体験活動を開催するにあたっては、必ず保護者に対して直接対面する事前説明会を実施することが重要である。以下にその内容を挙げる。

主旨・活動内容

どのような目的で、どのような活動内容を実施するのかを説明するが、パソコンによる現地写真など視覚的映像を活用すると理解が得られやすい。

携行品およびパッキング

生活・活動する上で必要な物だけでなく、長ズボン，長袖シャツ，雨具などの健康管理に必要な物や軍手・懐中電灯など安全管理に必要な物があることを伝える。また、低年齢者は、保護者とともにカバンに荷物を詰め、子どもに入れ場所を確認させておくことが大切である。

指導管理体制

どのような経験や資格をもつ指導者が、何名参加し、参加者数に対して指導者数はどれくらいなのかという指導管理体制を伝える。

指導責任と保険

交流・体験活動では、細心の注意を払って運営していたとしても、不慮の事故やケガが起こりうることを予め理解してもらう。

また、万一に備え、賠償責任保険や旅行傷害保険にも加入していることを伝える。

参加者の実態把握

参加者の健康状況や性格特性などを把握するためには、参加申込書だけでなく健康管理調査票も記入してもらい、提出してもらう。

イ 参加者の健康管理

参加者の健康管理の方法には、事前に保護者より提出された健康管理調査票と指導者による健康観察の2つがある。

健康管理調査票により現在の健康状態や既往症、普段の生活習慣や性格・行動特性などを把握する。朝やプログラムの中で随時指導者が参加者の顔色・表情・姿勢などを観察することにより心身の異常を察知することが必要である。

また、長期プログラムでは、健康観察チェックリストをもとに食事・便通・睡眠などについてもその状況を把握しておくことが大切である。

ウ 参加者の安全管理

人員点呼

いかなるときも指導者は参加者の人数を把握しておくことが原則である。もし1人の指導者が参加者すべてを把握しにくい場合は、ボディシステム（参加者がペアを組み、相互に安全確認する）を活用し、すばやく人員を確認する。

“心”の安全

交流・体験活動では、参加者は当初緊張感や不安感で言動も控え気味であるが、活動の内容が深まるにつれ、それらの感情は緩和される一方で、中には強く自我を表す参加者も見られるようになり、参加者同士、あるいは参加者とスタッフとの人間関係で軋轢を生むことが出てくる。

その中で、参加者同士が誤解を持ったり、言い争いが起こったりするなど、性格的なこともあり心の痛手を受ける参加者がいる。あるいは、スタッフの思わぬ言動により精神的ダメージを与えてしまうことがあるので、注意を要する。

エ 救助者の心得

あらゆるリスクチェックをし、対策を講じたとしても、やはり事故が起きることもある。そして事故が起きた場合、生存者の初動によって被害を最少限に抑え、また生命に関わるような被害者を救済できるかどうか左右される。そこで、救助者が気をつけるべきことを3点挙げる。

冷静さ

どんな人でも目前で事故が起ればあわて、興奮してしまう。そして、冷静さを失うと的確な状況判断が不能となり、場合によっては被害を拡大してしまうことになる。

自己の安全管理

指導者は、事故者を救助することに気をとられ、自分の安全確保がおろそかになることがあるので、十分に注意することが必要である。

事故者以外の人たちの安全管理

事故が起きた場合、事故者のさらなる状況悪化を防ぐとともに、それ以外の人たちの安全を確保し、二次災害が起きないようにすることが重要である。

オ 事故・ケガの対応手順

現状の把握

事故現場の全体の状況を把握するとともに、事故者の様子を観察し、問いかけることによって正確に把握する。

協力者の依頼

救助者だけで十分に救助できる状況なのかを判断する。もし無理であれば、他に協力者を得るとともに、本部へも連絡し、必要な場合は、警察署・消防署・医療機関への連絡を依頼する。

救急処置

事故者の様子を正しく把握し、直ちに処置すべき傷病か時間に余裕のあるものかを判断する。事故者が複数の場合は優先順位の判断が重要である。

直ちに処置すべき状況

直ちに処置すべき状況とは、心臓停止，呼吸停止，意識障害，大出血，火傷，服毒である。心肺蘇生法をはじめとする救急法の知識や技術のある

指導者が、より迅速に、そしてより正確に処置することが重要である。

また、ここで必要とされる知識や技術は、指導者として必修事項であり、日本赤十字社や近くの消防署の講習会を受講して、日々研鑽しておくことが望ましい。

時間に余裕のある傷病の場合

救急用品を使用し、適正な応急処置を施す。ただし、処置を施す場合、常にその場所が安全であることを確認し、2次災害を防ぐことが大切である。

救急処置後の行動

事故者の様態を確認しながら、さらに悪化させないよう保温・体位などに注意する。この段階まで処置をしてから、連絡をとる場合もある。また家庭への連絡は、救助者、本部スタッフ、そして医療機関などでの話し合い後、ある程度情報を整理してからがよい。

運搬

救急車がすぐに来てくれる場合は、任せの方がよいが、そうでない場合は、救助者が緊急車輛によって運搬しなければならない。

カ 事故報告書の作成

事故報告書を作成しておくのは、万一法的責任を問われたり、保険の手続きをする際に必要となるためであり、そしてこの事故を教訓にし、今後の対策に活かせる資料にするためである。

事故報告書は、いつ、誰が、どこで、何をして、どうなったか、そしてどのような対応をしたか、それからどこの医療機関へ行き、どんな結果であったかなどをできるだけ詳しく記録しておくことが必要である。そしてさらに、事故はなぜ起きたのか、再発防止のためには、どのような対策が必要なのかをまとめておくことが必要である。

参考・引用文献

- ・(財)日本レクリエーション協会、「自然体験活動指導者のための安全対策読本」、2000
- ・東京YMCA野外教育研究所、「野外教育の理論と実際」、学文社、1996
- ・日本野外教育研究会、「改定キャンプテキスト」、杏林書院、1989